

# 仙台市立病院医学雑誌投稿論文におけるプライバシー保護に関する指針

(令和元年 11 月 5 日 病院事業管理者決裁)

## 1 氏名等

患者個人の特定が可能な氏名、患者番号、イニシャル又は呼び名は記載しない。

## 2 住所や居住地

患者の居住地は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態に関与する場合に限り、都道府県名と市名までに限定して記載してよい。

## 3 日付

日付は、個人が特定できない場合は年月までを記載してよい。

なお、時系列で報告する際は、年月日ではなく、第何病日と記載するのが望ましい。

## 4 家族情報

患者の生活歴、現病歴及び家族歴に関する情報を記載する際には、患者を特定することのできないよう十分に配慮する。

固有名詞に関しては、イニシャルではなくアルファベット順で記載する。

(例：太白高校と長町大学を卒業した場合、T高校とN大学を卒業と記載するのではなく、A高校とB大学を卒業と記載する。)

## 5 診療科名

他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。

## 6 写真、ビデオ及び放射線画像

写真やビデオに顔貌を掲載する際には目を隠すなど、個人が特定されるリスクを最大限回避する。

3次元X線CTやMRIなどで顔貌がわかる画像においても同様に配慮する。

なお、眼など顔の一部の症状を示す場合は、顔貌がわからないよう症状部分のみの拡大写真とする。

## 7 検査・画像等の番号

症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。

## 8 患者個人が特定化され得る場合

以上の指針に部分的にも抵触せざるを得ない場合、又は、以上の指針のような配慮をしても臨床経過等から患者が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（又は患者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者で、両者の生活の実質や精神的共同関係から見て、患者の最善の利益を図り得る者）から得ることとする。その他、プライバシー保護の観点から重要な問題が生じる可能性がある場合には倫理審査委員会で審議を受け承認を得ることとする。

## 9 関連規定・指針等の遵守

症例等の内容に応じ、関連する規定・指針等を遵守すること。

(遵守すべき規定・指針等の例)

- ・ 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告の場合 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省, 厚生労働省及び経済産業省)
- ・ 人を対象とする医学研究の場合 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省, 厚生労働省)
- ・ 特定臨床研究の場合 臨床研究法
- ・ 治験(承認申請目的の医薬品等の臨床試験)の場合 医薬品医療機器等法

附則

(適用期日)

この改正は、令和元年11月5日から適用する。